



おみたま

1
発行日 20.1.10



▲玉里小学校体育館にて

第22号

目次 Omitama Information

新年のあいさつ	2
小美玉市自治基本条例及び市民憲章	3~5
小美玉市パブリックコメント規則(案)	6・7
国保中央病院の指定管理者制度について	8~10
小美玉市政出前講座開講	12・13
わだい	14・15
情報ガイド	16~18
税の申告がはじまります	20~23
けんこうビュー	24
四季の歌	25
ぐる〜とおみたま	28

元気いっぱい、力作を手に 「第2回小美玉市書き初め大会」

1月5日、市内の7会場で「第2回小美玉市書き初め大会」が行われました。会場には、元気いっぱい子どもたちが集まり、各々の課題に真剣に取り組み、約1時間かけて作品を仕上げました。

新しい年を迎え、子どもたちは初めて臨む書に緊張したようでしたが、思い思いのいい字を書き上げると、晴れ晴れとしていました。

基礎・基盤づくりから 次なるステップへ



小美玉市長
島田 穰一

あけましておめでとござい
ます。

市民の皆さまには、希望に満ち
た輝かしい2008年の新春を、
健やかに迎えのことと心からお
慶び申し上げます。

また、小美玉市が誕生し、2度
目の新年を確実な前進と手ごたえ
を感じながら迎えることができま
したことは、ひとえに市民の皆さ
まのご支援、ご協力の賜物である
と心より厚くお礼申し上げます。

昨年は、小美玉市自治基本条例
及び市民憲章の制定など小美玉市
にとりまして精神的な柱となる条
件が整いました。また、行財政基
盤の強化を図るための「小美玉市
行財政改革大綱」が完成することに

謹賀新年

よって、簡素で効率的な行財政シ
ステムを構築し、財政の健全化と
市民サービスの向上を目指す体制
も整いました。

さらに、合併後初めての市議会
議員選挙が行われ、新しい市議会
議員が誕生するとともに農業委員
会委員が決定するなど新たな組織
体制も出来上がりました。

まさに、小美玉市の市政運営に
おける「基礎・基盤」といった土台
が整備された年でありました。同
時に、第1回の小美玉市文化協会
祭や産業祭が行われるなど文化、
スポーツ、産業面において交流が
盛んに行われ、市民同士の一体感
がまた一つ高まったと実感してお
ります。また、市民と行政の協働
によるまちづくりを進めるため、
市内の12の小学校区において行政
懇談会を実施し、皆さまの真剣な
意見を直接伺いすることができ
ましたことは、大変意義深いもの
がありました。

一方、事業の進捗を申し上げま
すと、百里飛行場民間共用化事業
につきましては、滑走路工事に着

手するとともに「小美玉市茨城空港
利用促進協議会」が発足するなど、
平成21年度の開港に向け着実に進
展しているところであります。ま
た、策定作業を進めてまいりまし
た市政運営のバイブルとなる「小美
玉市総合計画」がいよいよ完成いた
します。

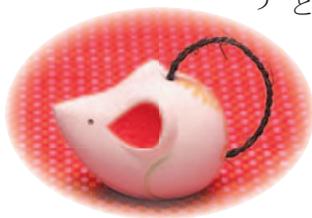
小美玉市誕生3年目を迎える新
年度は、昨年度までに築き上げた
基礎・基盤の上に、次なるステッ
プとして総合計画に基づいた新た
な施策を展開し、市の目指す将来
像である「人が輝く水と緑の交流
都市」の実現に向けて全力を尽くし
てまいります。

地方自治体を取り巻く環境は依
然として厳しいものがありますが、
こういふ時だからこそ、アメリカ
合衆国35代大統領J. F. ケネディ
の「国があなたに何かをしてくれる
ではなくて、あなたが国のために
何ができるのかを考えて欲しい」と
いった有名な就任演説を思い出し
ます。私はこの言葉の意味を、市
民が自らの生きがいと社会参加を
求めて主体的に公益活動へ参加し、

行政と共に知恵をだし、汗をかき
ながらまちづくりを推進して行く
ことと捉え、協働の精神のもとに
市政を運営してまいりたいと思ひ
ます。

先の議会において「小美玉市民の
日条例」が可決され、合併期日でも
ある3月27日が小美玉市民の日と
して制定されました。この日は、「郷
土の歴史を振り返り、ふるさと小
美玉市について愛着と理解を深め、
市民であることを誇りに思う心と
市民としての一体感をはぐくみ、
より豊かで魅力ある小美玉市を將
来にわたって築きあげること」を期
する日として定められました。今
後も、小美玉市民としての誇りを
胸に「小美玉市に住んでよかった」、
「小美玉市に住んでみたい」といわ
れるような魅力あるまちづくりに
努力してまいります。

どうか本年も一層のご理解とご
協力を賜りますようお願い申し上
げますとともに、皆さまにとりま
して幸多い年と
なりますよう
心からご祈念
申し上げます
、新年のあ
いさつといた
します。



小美玉市自治基本条例及び 市民憲章を制定しました

「自治体の憲法」であり、情報共有、参画及び協働を柱とする自治の基本理念を定めた「小美玉市自治基本条例」が平成19年12月18日に市議会で可決され、平成20年4月1日から施行されます。

また「市民憲章」につきましても、平成20年1月1日の告示をもって制定されました。ここでは、自治基本条例(前文と全25条)及び市民憲章を紹介します。

目次

前文	
第1章 総則(第1条 第4条)	
第2章 市民(第5条 第7条)	
第3章 市議会(第8条 第10条)	
第4章 行政(第11条・第12条)	
第5章 市政運営	
第1節 運営の原則	(第13条 第17条)
第2節 運営の管理	(第18条 第22条)
第6章 その他	(第23条 第25条)
附則	



前文

私たちのまち小美玉市は、平成18年3月27日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑ときれいな空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいきいきと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していくことが必要です。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条

例を制定します。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

条例の位置づけ

第2条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

定義

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に居住する者、または働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業やNPO法人、ボランティア団体をいう。

- (2) **市議会** 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。

- (3) **市** 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。

- (4) **まちづくり** 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。

- (5) **協働** 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいう。

基本原則

第4条 市及び市民は、次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

- (1) **情報共有の原則** 市政に関する情報を共有すること。
- (2) **参画の原則** 市民参画のもとで市政が行われること。
- (3) **協働の原則** 協働してまちづくりを行うこと。



第2章 市民

市民の権利

- 第5条 市民は、安全で安心な生活を送る権利を有する。
- 2 市民は、市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市政運営に参画する権利を有する。

市民の責務

- 第6条 市民は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに取り組む責務を有する。
- 2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。
- 4 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。



コミュニティ

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め、その活動に参加、協力しなければならない。

第3章 市議会

市議会の権限

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市政運営を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。

市議会の責務

第9条 市議会は、市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

市議会議員の責務

第10条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 行政

市長の責務

第11条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

職員の責務

第12条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立つて、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

第5章 市政運営

第1節 運営の原則

総合計画

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進捗管理を行わなければならない。

財政

第14条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。



情報共有等

第15条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

個人情報保護

第16条 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

行政手続

第17条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

第2節 運営の管理

説明責任

第18条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速や

かに且つ誠実に応えるよう努めなければならない。

危機管理

第19条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

協働

第20条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

男女共同参画

第21条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

パブリックコメント

第22条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

第6章 その他

国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携

第23条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

市民の日

第24条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

委任

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

小美玉市市民憲章

私たちは、豊かな自然と歴史、文化に育まれた小美玉市民であることを自覚し、誇りと責任をもって明るく豊かなまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一、自然を愛し、豊かな水と緑ときれいな空気を守ります

一、平和を願い、夢と希望に満ちたまちをつくります

一、互いに助け合い、ルールを守り、快適で住みやすいまちをつくります

一、伝統を生かし、文化の薫り高い豊かなまちをつくります

一、思いやりと感謝の心を育み、明るい家庭を築きます

パブリックコメント 規則案ができました

皆さまのご意見をお寄せください

市では、小美玉市自治基本条例に基づき、市民意見の公募手続に関する「小美玉市パブリックコメント規則」の案を作成しました。

規則の制定に先立ち、広く市民の皆さまの意見を募集します。いただいた意見を基に規則案を修正し、平成20年4月の施行を目指してまいります。

★提出先

郵便

〒319-0192

小美玉市堅倉835

小美玉市役所秘書広聴課宛

〒48-1199

Eメール info@city.omiyama.lg.jp

★提出期間

1月21日(月) ～ 2月25日(月)

★問い合わせ

秘書広聴課政策審議係

☎ 48-1111

内線 1212



★意見提出用紙

市のホームページ及び閲覧場所に置いてありますが、必要事項が記入されていれば様式は問いません。

小美玉市 パブリックコメント規則(案)

目的

第1条 この規則は、小美玉市自治基本条例(平成19年条例第26号)第22条の規定に基づき、パブリックコメントに関し必要な事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たすとともに、市政への市民参画を促進し、協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

定義

第2条 この規則において、「パブリックコメント」とは、市の重要な事案等を策定する過程において、その事案等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この規則において、「実施機関」とは、市長その他の執行機関をいう。

3 この規則において、「市民」とは、小美玉市自治基本条例第三条第一項第一号に規定する市民をいう。

対象

第3条 パブリックコメントの対象は、次の各号に掲げる事案等(以下「対象事案」という。)とする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課徴収に関するものを除く。)
 - (2) 市の基本的な計画、各分野の基本方針を定める計画の策定、変更又は廃止
 - (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える行政指導の指針等の制定又は改廃
 - (4) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2** 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを省略することができる。
- (1) 縦覧その他パブリックコメントに準じる意見聴取の手続が法令により定められているとき。
 - (2) 実施機関が特に迅速又は緊急を要すると認めるとき。
 - (3) 軽微な変更のとき。

- (4) 審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の議を経て事案等を策定しようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメントに準じた手続を実施したとき。
- (5) 地方自治法第七十四条第一項の規定による直接請求により議会提出するとき。

対象事案の案の公表

第4条 実施機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象事案の意思決定前の適切な時期に当該対象事案の案を公表するものとする。

2 前項の公表をするときは、次の資料を併せて公表するものとする。

- (1) 対象事案の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 対象事案の案を作成するときに整理した考え方
- (3) その他対象事案の案を理解するために必要な関連資料

公表方法

第5条 前条に規定する公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 本庁舎及び各総合支所並びに公表する対象事案の案に応じて必要な場所での閲覧又は配布

(2) 市のホームページ等への掲載

(3) その他、実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項に規定する方法で公表を行う場合において、次の事項を市の広報紙等において、予告するものとする。

(1) 前条の規定により公表する対象事案の案の名称

(2) 対象事案の案に対する意見の提出方法及び提出期間

(3) 対象事案の案等の入手方法

意見の提出方法及び提出期間

第6条 実施機関は次の方法により、対象事案の案に対する市民からの意見の提出を受けるとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 直接書面を持参

2 実施機関は、前項の規定により意見を提出しようとする市民に対し、住所、氏名及び電話番号(企業やNPO法人、ボランティア団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)の明示を求めるとする。

3 実施機関が意見の提出を受ける期間は、対象事案の案の公表の日から一カ月程度を目安として定めるものとする。

とする。

提出意見の考慮

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、対象事案の策定について意思決定をするものとする。

結果の公表

第8条 実施機関は、対象事案の策定の意思決定にあたり、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、小美玉市情報公開条例(平成18年条例第10号)第九条に規定する非公開情報に該当する情報又はその他正当な理由があるときはこの限りでない。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見に対する市の考え方

(3) 対象事案の案の修正を行ったときはその内容

2 前項に規定する公表は、原則として第五条第一項に規定する方法によるものとする。

一覧表の作成等

第9条 実施機関は、パブリックコメントを行っている事案の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

その他

第10条 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附則

施行期日

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

経過規定

2 現に策定の過程にある事案等については、この規則の施行前であっても、規則に準じた手続を実施するよう努めるものとする。



産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の

特別措置(課税免除)について

〈対象となる法人〉

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に小美玉市内に事務所又は事業所を新設又は増設し、市内の事務所等の雇用者が5人以上(注1)増加する法人(特例法人)については、市税の特別措置の対象となり、事務所等の新増設に伴う土地(注2)、家屋及び償却資産(特例資産)の一部又は全部において固定資産税(3年間)が課税免除となります。

ただし、次のものは対象となりません。

- (1) 風俗営業等を営む事務所、事業所。
- (2) 市税及び各使用料等を滞納している法人。
- (3) 事務所等の新増設が、合併・分割、新たに法人を設立するための現物出資、組織の変更によるものであるもの。

注1) ・小美玉市内に住所を有する者を3人以上含むものとなります。

・事務所等の新増設が、工業団地内等である場合には、雇用者が5人以上増加しなくても課税免除の対象となります。

注2) ・土地については、取得後1年以内に事務所等の建設に着手したもので、対象部分は、家屋の底地面積となります。

〈課税免除申告〉

市税の特別措置の適用を受けようとする場合は、特例資産を取得した年の翌年の1月31日までに、「特例資産に係る固定資産税の課税免除申告書」を小美玉市商工観光課へ提出してください。

詳しくは、小美玉市産業経済部、商工観光課にお問い合わせください。

商工観光課 ☎ 48-1111 内線1173

国保中央病院の 指定管理者制度について

国保中央病院の管理運営は、今年の4月1日から、指定管理者(医療法人幕内会)が行うこととなります。現在、市と指定管理者とのあいだで、これに向けてさまざまな調整などを行っております。そこで、国保中央病院の指定管理者制度の具体的な内容をお知らせします。



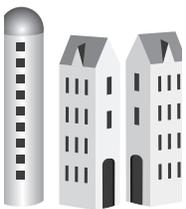
【指定管理者制度とは?】

指定管理者制度とは、県、市町村などの地方公共団体が所有する公の施設の管理運営を民間の事業者などが行える制度です。

この制度が誕生した理由は、民間の豊富な経営上のノウハウをとり入れることで、良質で多彩な市民サービスの提供や施設の効率的な運用を図ることにあります。

また、指定管理者が管理運営を行う期間については、制度上特に定めはなく、公の施設の目的や特性などにより地方公共団体が適正に定めることができることとされており。

国保中央病院の指定管理者については、管理運営の期間を平成20年4月から平成25年3月末までの5年間としております。



【国保中央病院の 指定管理者制度が 採用されたわけは?】

近年の国保中央病院の運営状況は、国における医療制度の改革などにより、医師の不足や収入の落ち込みが表面化するなど極めて厳しい事態に直面しております。

具体的には、収入によって人件費がまかなえないなど多額の赤字が発生している状況で、この赤字分については、市の一般財源から補填を受けながらの運営となっております。

また、『80』の入院患者用ベッドを保有しておりますが、入院患者数は、この2〜3割程度と入院患者の受け入れも十分に行えない状況となっております。

さらに、救急車による患者の受入れもできない状況が続いており、このようなことから、関係機関との協議、調整を行った結果、引き続きより良い医療の提供と効果的な運営を目指すとの観点から、指定

管理者制度を導入することになりました。

【国保中央病院の 指定管理者は、 どのようにして 決定されたの?】

指定管理者の候補者は、特別な場合を除き、公募により行うこととされております。

国保中央病院の指定管理者候補者の公募は、市が国保中央病院の運営方針や運営上の条件などを示し、これに対し、応募者が具体的な提案を行うという方法で行いました。

具体的には、昨年6月から7月にかけて行いましたが、3団体からの問い合わせがあったものの実際の応募は、1団体(医療法人幕内会)のみとなりました。

続いて、この応募団体が指定管理者として適しているかどうかの判定が必要なることから、市では、有識者、議会議員、市幹部職員で構成する指定管理者候補者選定委員会を開催し、この団

体に対するヒアリングや団体が提案した管理運営方針などの審査を行いました。

その結果、この団体が国保中央病院の指定管理者として適した団体であることが認められました。

さらに、指定管理者制度では、指定管理者の指定(決定)は、議会の議決が必要とされており。

このため、先の選定委員会で、指定管理者候補者に承認された団体を指定管理者として指定(決定)することについて、昨年7月の議会臨時会に議案上程したところ、議決がなされ、これにより指定管理者が正式に決定されました。

【指定管理者制度になると、
国保中央病院は、
市の病院ではなくなるの?】

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を地方公共団体にかわって指定管理者が行うものであります。

国保中央病院の管理運営が指定管理者に移行されても、国保中央病院は、公立

の病院であることに変わりはありません。

指定管理者は、市の施設である国保中央病院を利用し、市が掲げる運営方針に則った管理運営を行うことが基本となります。

つまり、国保中央病院は、市の病院としての位置づけは変わりませんので、指定管理者は、自らが持つ経営手法を生かし、患者の皆さまに良質な医療サービスを提供するとともに施設の有効な活用と効率的な管理運営を行うこととなります。

【収入は指定管理者の
ものになるの?】

指定管理者制度においては、施設の利用料などを指定管理者の収入とすることができるとされており。

このことにより、一般的な医療における収入は、指定管理者が直接受けることとなります。

【利益は、市に還元されるの?】

指定管理者が経営で生み出した利益は、自助努力の結果でもあり、原則、指定管理者のものとなります。

このことは、指定管理者制度の趣旨にも合致するものであるとされており。

しかし、現在の国保中央病院の運営は、赤字分の補填として市の一般財源から多額の援助を受けている状況にあり、指定管理者に移行してもすぐにこうした事態を解消することは困難かと思えます。

したがって、指定管理者への移行後、ある一定の期間については、市がこの不足分を委託料として負担しなければならぬと考えております。

一方、市民の皆さまが望む医療サービスを提供するためには、経営上赤字となるような医療サービスも行わなければならない。例えば、24時間の救急医療体制を整えるには、夜間にお

いても医師や看護師などのスタッフを常備しなければならず、多額の人員費も必要となり、利益をあげることに難しい面があるとされており。

このような不採算部門についても指定管理者に行わせることが、市民の皆さまの安心な暮らしを担保することにもつながり、またこのこと自体が公的病院の本来的役割と思えます。

このような不採算な部門に対しては、市は政策医療費として応分の負担をすることになります。

なお、こうした背景にあっても、今後の運営が極めて好調で十分な利益をあげられることになった時には、委託料負担の打ち切り、さらには一定以上の利益に対しては、指定管理者からその利益の一部を市に還元してもらうことを考えております。



【国保中央病院の
指定管理者が
利益本位の運営に
なることはなくの?】

仮に、利益本位の運営が行われることになると、医療サービスの低下が懸念され、市民病院としての位置づけが崩壊しかねません。

市では、指定管理者が市民病院としての役割を果しているかなどを常に監視し、改善が必要な場合には、厳しくこれを求め、利益偏重の運営にならないよう指導してまいります。

【指定管理者が国保中央病院の
管理運営を行うことで、
診察料や利用料は
高くなるの?】

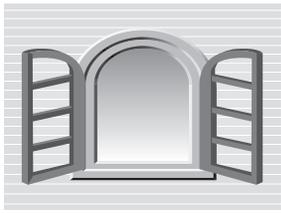
健康保険を使つての診察などの料金は、医療制度で定められております。ですから、指定管理者にかわってもこのような料金は変わりません。

しかし、健康保険が適用されない医療について、例えば、入院時に個室を使用

する場合の差額ベッド代などは、それぞれの病院が独自に定められるものであります。こうした料金は、提供する医療サービスの内容によって決定されますので、今よりも良くなるものであれば、サービスを受ける側の対価も相応のご負担をいただくことが基本となります。

しかし、国保中央病院は、公立の病院でありますから指定管理者がこのような料金を自由に決めることとするのではなく、市が認める範囲での料金とすることにいたします。

市では、このような料金については、市民の皆さまのための病院であることを基本に考え、低額のご負担となるように指定管理者と調整をまいります。



【国保中央病院の指定管理者は、どのような団体なの?】

国保中央病院の指定管理者は、医療法人幕内会(理事長 幕内幹男)に決定したことは、先に広報紙などでご報告をさせていただきました。

医療法人幕内会は、昭和41年に前理事長 幕内春義が設立し、平成元年に現理事長 幕内幹男が受け継ぎ、現在、石岡市内で『山王台病院』、『山王台病院附属 東クリニック』、介護老人保健施設『あいあい』、小規模多機能型居宅介護事業所『たなごころ』、障害者・人間・社会参加サポートセンター『うきうきマイスター』の運営を行っております。

基幹病院である山王台病院は、52床の入院患者用ベッドを保有し、内科、外科をはじめ11科の診療科目を掲げ、患者のニーズに沿った、患者中心の医療サービスを徹底することを信条としております。また、

最先端の高度専門医療を実現し、県内唯一の腹腔鏡下噴門形成術も100例を超えております。さらに、救急医療への積極的な取り組みを進めております。

【国保中央病院の管理運営にあたり、指定管理者からはどのような提案があったの?】

指定管理者からの主な提案については、次のとおりです。

国保中央病院の運営方針では、患者の健康を守るため迅速でかつ正確な診断と高度で適切な医療を提供することを目的とし、病気を全人的に把握し、安らぎのある環境で、できるだけ苦痛のない検査と治療を実施するものとなっております。

医療体制では、救急医療体制を整え、積極的に救急患者を受け入れ、外来診療科目については、指定期間の5年間に、内科、外科、整形外科、消化器科、循環器科、リウマチ科、皮膚科、肛門科、眼科、リハビリ

リテーション科など16科の診療を行う提案となっており、また、外来診療は、月曜日から土曜日まで(祝日や年末年始を除く)行う

こととされており、診療時間は、平日が、午後6時30分まで、土曜日は、午後5時まで実施する予定となっております。

小美玉市国保中央病院の名称は、

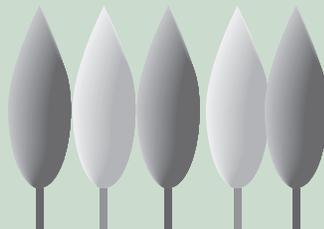
平成20年4月から

『小美玉市医療センター』

に変わります。

国保中央病院の管理運営が指定管理者に移行されることに伴い、昨年10月、小美玉市公的医療機関運営審議会にて新たな名称について協議がなされました。その結果、『小美玉市医療センター』が新たな名称としてふさわしいとされました。

これを受け、昨年12月の議会定例会にて国保中央病院の指定管理者制度に向けた条例の制定とあわせて名称を『小美玉市医療センター』に変えることについて提案したところ、これが議決となり、この名称が決定されました。



【問い合わせ】 公的医療機関経営改革推進室 ☎48-1111 内線2251

受賞 おめでとう

第35回 花と緑の環境美化コンクール 地方表彰を受賞

◆地域の部

優秀賞 花野井区

優秀賞 火の橋常会

◆学校の部

最優秀賞 竹原小学校

優秀賞 玉里東小学校



左から竹原小学校、花野井区、玉里東小学校の代表の方がた

平成19年度 卓越した技能者の表彰受賞

◆茨城県技能者表彰(茨城県知事表彰)
住田俊夫さん(職種・アーク溶接工)



第36回 小平記念作文入賞者

◆小学校高学年の部

優秀賞

「未来のとびらを開くために」

山崎莉沙さん(羽鳥小6年)



奨励賞

「将来の夢」

原菜奈美さん(小川小6年)



善意をありがとう

●防犯灯一式設置工事含む12基
とりせい商事(株)

社長 長谷川將行



●中学生の税に関する標語入賞作品

- 水戸税務署長賞……………「作ろうよ 税を納めて 輝く未来」柳本貴大(小川南中2年)
「納めよう 社会のために 未来のために」小林青空(小川北中2年)
「幸せは あなたの税が つくります」高木菜耶(美野里中3年)
「税金で あなたと描く 未来像」福田 栞(玉里中3年)
- 茨城県租税教育推進協議会会長賞……………「税金を 納めて安心 日本の未来」坂井一哉(美野里中1年)
- 小美玉市長賞……………「消費税 未来を築く 第一歩」真家佳奈(小川北中1年)
「この税は 豊かな国への 第一歩」竹内文香(美野里中3年)
「税金は くらしを守る 貯金箱」大槻百合香(玉里中2年)
- 小美玉市教育長賞……………「税金は 豊かな未来を 築くもの」長谷川絵美(小川北中2年)
「税金は 明日をともし 希望の灯」櫻井実咲(美野里中2年)
「税金は 輝く未来へ 続く道」水野加奈(玉里中1年)
- 水戸国税モニター会会長賞……………「税金は 生活ささえる 栄養素」船見信太朗(小川北中2年)

●中学生の税についての作文入選者

- 茨城県納税貯蓄組合連合会会長賞……………「税金の在り方について」久保田海璃(美野里中3年)
- 水戸間税会会長賞……………「私たちの身近な税金」遠藤理美(玉里中学校3年)
- 水戸地区税貯蓄組合連合会優秀賞……………「日本の税の使い方」前島未来(小川南中3年)
「税金の大切さ」船見信太朗(小川北中2年)
「税の平等」木村尚弘(美野里中3年)

幼児安全教室に 参加してみませんか？

子ども(1〜6歳までの幼児を対象)に起こりやすい事故(誤飲・頭部打撲・熱傷等)の予防と応急手当の方法、日ごろ起こしやすい病気(発熱・けいれん等)に対する手当の仕方について(講話・実技で)学ぶことができます。

とき 3月1日(土)

午前9時30分〜正午

ところ 四季健康館

講師 赤十字幼児安全法指導員

定員 30名

参加費 50円(教材代)

募集期間 1月21日(月)〜

2月15日(金)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

持参するもの

①筆記用具

②大判のハンカチ(バンドナ)

③パンティーストッキング

○託児所を設けますので、ご利用の方はお申込みください。

○申込みは、左記窓口へ直接申込

むか、またはお電話ください。

主催 日本赤十字社小美玉市地区

■社会福祉課社会福祉係(玉里総合支所内)

☎48-11111 内線3225

福祉事務所小川支所(小川総合支所内)

☎48-11111 内線2111

福祉事務所美野里支所(四季健康館内)

☎48-0221 内線4011

出前講座開講

市では、住民主体によるまちづくりの推進を図るため、市政に対する一層の理解を深めていただくともに、まちづくりへの参加を促進するために「小美玉市政出前講座」開講しました。

どんな講座ですか。

市が重点的に取り組んでいる事業等について、市職員等が集会場などに伺い、わかりやすく説明し、市政に対する理解を深めていただくとともに、住民主体によるまちづくりの促進を目的に実施されます。

利用できる方は

市内に居住・通勤・通学している 10 人以上のグループならどなたでも。

講座の開催日は

開催日は毎日です。ただし、12月29日から1月3日は除きます。

開催時間は

午前9時から午後9時(土曜日・日曜日及び祝日は午後5時)までの間の3時間以内です。

講座テーマ

	出前講座テーマ	内容	時間(分)		出前講座テーマ	内容	時間(分)
まちづくり	小美玉市総合計画について	総合計画についてお話しします。	60分	まちづくり	議会のしくみ	定例会のながれ、請願・陳情・傍聴についてお話しします。	30分
	男女共同参画による社会づくり	「男女共同参画社会って何だろう?」「自分らしく生きたい!」等々…そんな男女共同参画に関する日頃の疑問や思いについて、学んでみませんか	30分		監査事務制度について	監査の役割、監査制度についてお話しします。	30分
	数字で見る小美玉市	国勢調査をはじめとする各種統計調査の結果をもとに小美玉市の現在の姿を紹介しします	30分		環境と暮らしを守る下水道	下水道の役割としくみについて	30分
	わたしたちのまちの財政状況	市の予算、決算、財務指標などについてお話しします。	60分	環境	水道の仕組みと役割について	水道の水ができるまで、家庭の給水栓、安全でおいしい水、水道料金について	30分
	茨城空港の概要について	平成21年度の開港に向けて工事が進む「茨城空港」の進捗状況等についてお話しします。	45分		小美玉市の農業	市の農業の現状と展望、担い手対策などについてお話しします。	30分
	自治基本条例について	自分たちのまちをどのように築いていくかかなどの基本ルールについて説明します。	30分	産業	小美玉市の商工・観光	小美玉市の商工・観光の現状と今後についてお話しします。	15分
	選挙のはなし	選挙制度のあらまし、期日前投票、選挙運動のルールなどについて話します。(選挙期日前1カ月の期間は調整が必要)	30分		農業委員会の仕事	農業委員会制度や農地の売買及び転用をする場合等の取り扱いについてお話しします。	30分
	しっかり取り組みます行財政改革について	集中改革プランをもとに、市の現状や基本的な考え方、これまでの取り組み内容、これからの課題等についてお話しします。	60分	都市整備	生活道路が整備されるまで	道路として整備されるまでをお話しします。	15分
	市役所の組織と仕事	組織と仕事についてお話しします。	30分		小美玉市の都市計画	小美玉市の都市計画についてお話しします。	30分
	情報公開制度、個人情報保護制度ってなに?	情報公開制度、個人情報保護制度の仕組みと公開請求手続きについてお話しします。	30分	教育・学習・文化	自分の住まいを建てるにあたって	建築確認申請の内容や流れ、事前の準備や手続き、審査のチェックポイント、施主としての注意する事柄等	30分
	指定管理者制度ってなに?	公の施設の管理運営の新しい制度について説明します。	30分		文化ホールについて	文化ホールの運営について	30分
	国際交流について	姉妹都市アピリン市との国際交流についてお話しします。	30分		教育委員会とはどんなところ	教育委員会の組織と役割についてお話しします。	30分
	コミュニティってなに?	地域におけるコミュニティ活動についてお話しします。	30分		小美玉市の幼児教育	幼児教育の現状と課題についてお話しします。	30分
	まちづくり組織支援事業	まちづくりの支援事業について説明します。	30分		今、学校では	小中学校の教育の現状等についてお話しします。	30分
					いじめの無い学校について	いじめの実態や学校、家庭、地域の取り組みについてお話しします。	30分
			不登校問題について		不登校の実態や学校、家庭、地域の取り組みについてお話しします。	30分	
			教育施策のあらまし	小美玉市の教育課題と主要施策と主要な取り組みについてお話しします。	30分		

小美玉市政

開催場所は

市内公民館、集会場、会議室などです。
※会場は利用者の方でご用意願います。

申込み方法は

出前講座のテーマ一覧から受講したい講座を選び、開催希望日の20日前までに、市長公室秘書広聴課へご連絡ください。申請書を送付します。
また、申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

申込みにあたってのお願い

- ①市政出前講座は、苦情や要望をお聞きする場ではありませんので、趣旨をご理解のうえ、お申込み願います。
- ②政治、宗教又は営利を目的とする出前講座の趣旨に沿わない集会等では実施できません。
- ③テーマ所管課の業務の都合により、実施日時が希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ】 秘書広聴課 広報広聴係 ☎48-1111

市政出前

	出前講座テーマ	内容	時間(分)
教育・学習・文化	いつでもなんでも生涯学習	社会人として、生きがいとして、人生の豊かさを求めて個人が生涯を通して学習しようとするとき何をどう学ぶか考える上で参考になることについてアドバイスします。	30分
	青少年の健全育成について	非行、問題行動の防止活動についてお話します。	30分
	小美玉市の文化財について	小美玉市の歴史や文化財についてお話します。	60分
	公民館事業について	公民館主催の講座やサークル、グループ活動の紹介	30分
	図書館を使いこなそう	図書館の利用方法についてお話します。	30分
	防災・安全	防災対策について	・自分でできる防災対策 ・市の防災体制と活動内容について
小美玉市の防犯について		犯罪情報や対策等についてお話します。	30分
防火教室		火災を防ぐための必要な知識(防火管理、通報、消火、避難の仕方)	2時間
救急講習会		普通救命講習会(資格取得講習会) 応急手当措置要領、心肺蘇生法 AED 取扱訓練等	3時間 2時間
保健・福祉	転倒予防	寝たきりのきっかけとなる転倒を防ぐための体づくりと環境整備についてお話します。	30分
	介護予防	日常生活で取り組める予防方法についてお話します。	30分
	見直そう食生活(乳幼児期)	乳幼児期の食事、離乳食、おやつなどについてお話します。	30分
	見直そう食生活(生活習慣病予防)	生活習慣病を予防する食生活についてお話します。	30分
	子どもの心とからだの健康について	子どもの心とからだの成長について学び、食事・生活リズム・運動などの基本的な生活習慣を身につける大切さについて考えましょう。	30分
	年齢に応じた女性の健康づくり	・女性のからだの特徴と健康管理 ・骨粗しょう症予防・更年期について ・乳がん・子宮がんについて	30分

	出前講座テーマ	内容	時間(分)
保健・福祉	予防しようメタボリックシンドローム	メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防・改善についてお話します。	30分
	人権について	さまざまな人権問題を通して「人権とはなにか」を考えてみましょう。	30分
	障がい者福祉について	障がい者福祉について(サービスの種類や内容、利用手続き等)	30分
	子育て支援のあれこれ	児童福祉サービスについてお話します。	30分
	障害者自立支援法について	障害者自立支援法のサービス内容・利用者負担、地域生活支援事業についてなど	60分
	マル福制度とは?	乳幼児や妊産婦、障害をお持ちの方や母子父子家庭の方への医療費の助成についてお話します。	30分
	みんなの国民健康保険	・加入するには? ・保険料はどうして決まるの? ・病院にかかったら?	30分
	後期高齢者医療制度について	平成20年4月から「後期高齢者医療制度」がスタートします。後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度に代わるものとして新たにつくれる独立した医療保険制度です。制度のしくみについて説明します。	30分
	高齢者福祉について	高齢者福祉サービスの内容についてお話します。	30分
	介護保険制度について	介護保険料や認定申請、サービスについて説明します。	30分
年金・税・戸籍	国保中央病院について	国保中央病院の運営についてお話します。	30分
	暮らしと税	複雑な税のしくみを分かりやすく、やさしく説明します。	30分
	よくわかる確定申告	確定申告のしくみと手続きについて分かりやすくお話します。	30分
	わかりやすい国民年金のお話	国民年金の加入手続き、保険料の免除制度、国民年金の繰上げ支給と繰り下げ支給についてお話します。	60分
知っておきたい届出	戸籍の話と住民登録・印鑑登録の手続きについて説明します。	30分	

人形を使ってAEDの使い方を学ぶ 52名が受講



昨年12月、AED(自動体外式除細動器)29台が寄贈されたことにより、市内のほぼすべての小・中学校と公共施設等にAEDが設置され

れました。それに伴い、12月12日から14日にかけて小川、美野里、玉里の3地区で、設置先関係者及び職員を対象としたAED講習会が実施されました。

講習会には、52名が出席し、市消防署員の指導のもと、約3時間にわたる講習を受けました。ほとんどの受講者がAEDを使うのがはじめてでしたが、「音声の指示どおりにするので思ったより簡単だった」と語っていました。また、ほかの参加者も「居合わせたれどもが対処できるよう、このような講習会は定期的に行ってほしい」と話していました。

なお、AEDが設置されている施設は右記のとおりです。

わだい

(※太字は今回新たに設置された箇所)

【小川地区】

寿荘、小川B&G、小川北中、小川南中、小川保健相談センター、小川消防署、小川総合支所、小川地内小学校(上吉影、下吉影、橘、野田、小川)、小川公民館、小川運動公園、小川文化センター、小川図書館・資料館、やすらぎの里小川、国保中央病院、小川高校

【美野里地区】

美野里消防署、四季健康館、希望ヶ丘グラウンド(管理棟)、小美玉市役所、美野里中学校、美野里地内小学校(羽鳥、納場、竹原、堅倉)、美野里公民館、四季文化館(みの〜れ)、改善センター、羽鳥公民館、羽鳥ふれあいセンター、農村婦人の家、中央高校

【玉里地区】

玉里B&G、玉里保健福祉センター、玉里消防署、玉里総合支所、玉里中学校、玉里地内小学校(玉里、玉里北、玉里東)、玉里公民館

近隣中学生のスポーツ大会を開催

小美玉市では、いばらき教育の日に伴う「いばらきいきいきスポーツ day!」事業の一環として、近隣の中学生たちによるスポーツ大会を開催しました。この大会は、参加した中学生が体力の向上や技能の向上に努めながら交流を深め、健全に育つことを趣旨としてバレーボール(女子)ソフトテニス(団体女子)野球(男子)の3種目で行われました。

大会結果は次のとおりです。

小美玉市教育長杯バレーボール大会(女子)
11月10日実施

優勝 かすみがうら北
準優勝 かすみがうら南
第3位 千代田
第3位 玉里



第3位 玉里中

小美玉市教育長杯野球大会(男子)
11月24日・25日実施

優勝 かすみがうら南
準優勝 美野里
第3位 府中
第3位 下稲吉



準優勝 美野里中

小美玉市教育長杯ソフトテニス大会(団体女子) 11月13日実施

優勝 玉造
第3位 玉里



第3位 玉里中

準優勝 笠間
第3位 小川南



第3位 小川南中

子どもの体力向上キャンペーン 19年度スポーツ選手ふれあい指導事業 「サッカー教室」を開催



12月5日、小川小学校校庭で、小川小学校6年生を対象とした文部科学省・(財)日本体育協会主催の子ども体力向上キャンペーン

19年度スポーツ選手ふれあい指導事業「サッカー教室」が開催されました。

講師は、1996年までジェフユナイテッド市原で選手として活躍され、現在はツエーゲン金沢のスーパーバイザーとして、またサッカー解説者として活躍されています宮澤ミシェル(ミヤザワ ミシェル)さんです。

午後からの実施でしたが、体育館では、宮澤さん自身の少年時代の体験談を交えながら「スポーツの楽しさについて」の講話が行われました。グラウンドでは、サッカーボールを使用した体ほぐしの運動やミニゲームなど「サッカー」の実技指導が行われました。

参加した児童はもちろんのこと、先生方、見学された保護者の方がたもスポーツに親しむ良い機会となりました。

平成19年度 中学生の海外派遣研修(カナダ)が行われました!!

10月5日から14日までの10日間、これからの地域づくりを担う国際的な視野をもつ生徒の育成をめざし、市内の中学生20名が海外に派遣されました。

中学生の海外派遣先はカナダ(アルバータ州エドモントン)で、旧玉里村時代から過去10年間にわたりホームステイや研修視察等を行ってきたところで、今回の派遣で更に親善が深まったものと思われます。

中学生の皆さんが、ホームステイや現地のアバロン中学校での体験入学を行い、異文化を肌で感じたり、ホストファミリーの優しさや温かみに触れたりを通して、広い視野に立って主体的に行動できる力を育成できたものと考えます。

さて、カナダには、カナディアンロッキーをはじめ雄大な大自然があり、そこに暮らす人びともおおらかで優しさがあります。派遣生の中学生の皆さんもホストファミリーの優しさに触れながら、貴重な時間を過ごし、たくさんの思い出と友達をつくることができました。



堅倉剣道2連覇! 第2回行方市長杯剣道大会

12月2日、第2回行方市長杯剣道大会が行方市麻生体育館において開催されました。日ごろの鍛錬の成果を十分に発揮し、みごと堅倉剣道スポーツ少年団が第1位と第3位を、納場剣道が第2位を獲得しました。



納場剣道



堅倉剣道

ひとり暮らしのお年寄りに クリスマスケーキをプレゼント(納場老人会)

納場老人会(加藤みどり会長)では、12月24日、納場公民館においてひとり暮らしのお年寄りのためのケーキづくりとクリスマス会を開きました。また、クリスマス会に参加できなかった方へも手作りのケーキを届け、大変喜ばれました。



第1回小美玉市民 バレーボール大会(女子)

12月9日、小川南中学校体育館、小川北中学校体育館にて第1回小美玉市民バレーボール大会が開催されました。市内から総勢14チームの参加があり、激戦が繰り広げられました。大会結果は次のとおりです。

優勝 KIRARA
準優勝 WINS
第3位 ドリーム・ピアーズ



優勝のKIRARA

情報ガイド

スキー&スノーボード ツアー参加者募集

とき 3月7日(金)～9日(日)

※7日夜8時30分出発

ところ 志賀高原スキー場

参加料 20,000円

(バス代、宿泊料、保険料)

宿泊先 湯田中温泉ホテル穂波館

主催 小美玉市体育協会

美野里スキー部

田園希望ヶ丘公園管理センター

☎47-0167

手作り講座

ちりめんで作る「つるし飾り」

節句に昔からある「つるし飾り」をちりめんで作って飾りましょう!

とき 2月14日(木)

午前9時～正午

ところ 羽鳥ふれあいセンター集会所A

講師 西尾孝美先生

参加費 1,500円(材料費含む)

募集人員 15名(先着順)

申込期日 1月30日(水)～

2月8日(金)

午前9時～午後8時

※ただし、4日(月)休館日、5日(火)午前中は受付できません。

申込方法

羽鳥ふれあいセンターへ参加費を添えてお申込みください。

☎46-4748

手作り講座

携帯電話入門

初めて携帯を持つ初心者向けの教室です。(講座内容：電話のかけ方、受け方、電話帳登録、メール送受信、インターネット) ※内容は変更になる場合があります。

とき 2月17日(日)

午前10時～正午

ところ 美野里公民館研修室

講師 携帯電話アドバイザー

参加費 400円

募集人員 10名(先着順)

※ひとり2名まで申込みます。

※携帯電話は公民館で用意したものを使用しますので、携帯電話をお持ちでない方も受講できます。

申込期日 2月2日(土)～

9日(土)

午前9時～午後5時

※ただし、6日(水)は休館日になります。

申込方法

美野里公民館へ参加費を添え

てお申込みください。

☎48-1110

その他

【携帯をお持ちで参加希望の方へ】

既に携帯をお持ちの方も受講

できますが、その場合、

”お持ちの携帯電話は使用せず、

公民館で用意したものを使用し

ていただきます。”のでご注意

ください。

そのため、お持ちの携帯と操

作方法が若干異なる場合もあり

ますが予めご了承ください。

植木剪定技能講習会

日時 3月5・6・7・11・12日(全5日間)

午前9時～午後4時

座学会場 シルバー人材センター会議室

実技会場 常陸風土記の丘

対象者 植木仕事を希望する

60歳から64歳までの方

定員 25名

(希望者多数の場合、書類選考)

受講料 無料

申込方法 所定の申込書を提出

してください。

申込締切 2月15日(金)まで

岡石岡地方広域シルバー人材センター

☎23-33399



おまわりさんのコンサート (第29回茨城県警察音楽隊定期演奏会)

とき 2月16日(土)

午後2時開演

ところ 茨城県立東民文化センター

大ホール(水戸市千波

町東久保697番地)

出演 茨城県警察音楽隊

演奏予定曲 フランス軍隊行進

曲、ドイツニー・

クラシックス・レ

ビューほか

入場料

無料

駐車場 できるだけ公共交通機

関をご利用ください。

茨城県警察本部総務課

広報広聴室 音楽隊係

☎029-301-0110

内線2525

再就職準備セミナー! 交流会参加者募集

とき ○1月24日(木)

午前9時30分～正午(セミナー)

午後1時～2時30分

(企業と再チャレンジ女性の交流会)

○1月25日(金)

午前9時30分～午後12時30分(セミナー)

土浦市男女共同参画センター

(土浦市大和町9番2号

ウララ27階)

内容

◆セミナー再就職のドアを開こう

2月 休日診療当番医(外科) 緊急診療所(内科・小児科) 2月

緊急診療所(石岡市医師会病院内) ☎23-3515

◆受付 午前9時～11時30分・午後1時～3時30分			休日	2月3日・10日・11日
日	外 科	☎		
3	渡辺クリニック (石岡市)	☎(26)7633	夜間	◆受付 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
10	府中クリニック (石岡市)	☎(22)2146		
11	石岡循環器科脳神経外科病院 (小美玉市)	☎(58)5211		

◆病气やケガのとき、お医者さんを探す(24時間対応) ☎029-241-4199

◆お子さんが急な病气などで相談したい時(相談時間:午後6時30分～午後10時30分) ☎029-254-9900

(講師)シニア産業カウンセラー

栗原知女氏

1日目：自分にあつた働き方を考える

2日目：就職準備・模擬面接
交流会企業・業界の現状と再
チャレンジ女性に期待するもの

◆ 交流会企業・業界の現状と再
チャレンジ女性に期待するもの
(講師)(株)人材堂 伊藤康夫氏

対象者及び募集人員

育児、介護等で退職し、再就
職を希望している方30名

※一時保育(定員10名、無料)有り

受講料 無料

申込期限 1月22日(火)

定員になり次第、締
め切ります。

〒029-226-2413
茨城事務所

「長寿へのおてがる料理」 参加者募集!

中年の方が健康で楽しく生活
をしていくため、身近な食材で
誰もが手軽に作れる健康食の料
理教室を開催します。

とき 2月14日(木)

午前9時30分～午後1時

ところ 四季健康館

募集人員 30名
(定員になり次第、締切
らせていただきます。)

参加料金 300円

講師 管理栄養士坂本礼子先生

献立 ゆかりご飯、サケじゃ
が、ひじきの胡麻和

え、ブロッコリーと豚
肉スープ、デザート

申込方法

往復はがきにて、住所・
氏名を記入のうえ、1
月31日(木)までにお申
込みください。

主催

県央地域高齢者はつら
つ百人委員会

〒311-0852 〒311-0852

水戸市笠原町993-2
はつらつ百人委員会
健康料理教室係宛

総務省 電気通信サービス モニター募集

総務省では電気通信サービス
のご意見、ご要望を行政に反映
させるために、モニターを募集
します。

応募資格

電話、インターネット
等の電気通信サー
ビスに関心のある満
20歳以上の方。た
だし、総務省及び電気
通信事業所に勤務経
験のある方並びにそ
の家族を除きます。

活動内容

(1)アンケート調査(年2回・全員)
(2)会議への出席

委嘱期間 (年1回・別途出席をお願いする方)
4月1日から平成21年
3月31日までの1年間

謝礼 アンケート調査にご協
力いただいた方及び
電気通信サービスモニ
ター会議にご出席いた
だいた方に謝礼をお支

応募方法

はがき、封書、フロッ
クスまたは電子メー
ルの表題に「モニター
希望」と記入のうえ、

①郵便番号②住所③
電話番号④氏名⑤フ
リガナ⑥性別⑦年齢

⑧職業⑨応募の動機
⑩メールアドレス

(任意)を記入してご
応募ください。

募集期間

1月21日(月)～
2月25日(月)

〒102-8795 〒102-8795

東京千代田区九段南一丁目
2番1号九段第3合同庁舎23階

電話 03-62238-1676
FAX 03-62238-1698

Eメール monitor-kanto@rbt.
sounu.go.jp



『茨城空港見学会』参加者募集!

市では、平成21年度の開港に向けて工事が進む、首都圏の北の玄関口『茨城空港』への見学会の参加者を募集します。参加ご希望の方は、以下の内容をご覧のうえ応募ください。なお、参加は無料ですが、先着順ですので、定員になり次第締め切らせていただきます。お早めのご応募をお待ちしています。



1.開催日時等

- 開催日時 2月14日(木)午後から
- 集合場所 小美玉市役所及び小川総合支所
- 出発時間 午後1時(小川総合支所は、午後1時20分)
- 見学場所 国土交通省が整備する茨城空港
*詳細は参加者が決定次第、事務局からご連絡します。
*百里基地内の見学(雄飛園)は、基地の行事等によりできない場合があります。

2.募集対象及び定員

- 対象 市内在住の方に限ります。
*なお、小学生以下の方は、保護者の同伴が必要となります。
- 定員 30名程度
*定員になり次第、締め切らせていただきます。

3.募集期間

- 1月21日(月)から定員になり次第終了。
*募集開始前の申込み並びに事前予約などは行いません。

4.応募方法

参加を希望する方は、以下の必要事項をご記入のうえ、なるべくファックスまたは電子メールでお申込みください。申込みは先着順となりますので、お早めにお申込みください。

- ①郵便番号、住所、電話番号 ②氏名、性別
- ③生年月日、年齢 ④勤務先または学校名
- ⑤集合希望場所 (役職名または学級名なども記入願います)

5.応募・問い合わせ(事務局)

〒319-0192 小美玉市堅倉835番地
小美玉市 市長公室 空港対策課内「茨城空港見学会」担当
☎48-1111 内線1161
FAX48-1199
電子メール kuko@city.omitama.lg.jp
ホームページ <http://www.city.omitama.lg.jp/hyakuri/index.html>

2月1日から県民交通災害共済の加入受付がはじまります!

県民交通災害共済は、万一の交通事故により災害を受けた場合、災害区分に応じて見舞金が支給される任意加入の共済制度です。

継続又は新規で加入を希望される方は、2月1日から下記の受付窓口で手続きできます。窓口にある加入申込書へ必要事項を記入のうえ会費を添えてお申込みください。なお、19年度加入者には申込書を郵送していますので持参ください。

共済期間は、毎年3月31日で終了しますので、現在加入しているという方も、継続加入を希望する場合には、加入申込みが必要となります。

注)申込書の郵送は、現加入者のみとさせていただきますのでご了承ください。

- 受付区分 平成20年度
- 共済期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間
※4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日からとなります。
- 会費 大人900円、中学生以下500円
※9月30日以降は、大人450円、中学生以下250円です。
- 受付窓口 本庁地域振興課、総合支所総合窓口課、羽鳥出張所、四季の里出張所
- 見舞金 死亡……………100万円 傷害見舞金最高額……………30万円
障害見舞金最低額……………2万円 身障見舞金……………50万円

問い合わせ

小美玉市役所地域振興課
☎ 48-1111 内線 1132
小川総合支所 総合窓口課
☎ 48-1111 内線 2108
玉里総合支所 総合窓口課
☎ 48-1111 内線 3105

茨城県の産業別最低賃金改正
「守ろう! 確かめよう!
この最低賃金!」

茨城県の産業別最低賃金が次の①から④のとおり改定されました。
(効力発生日:平成19年12月31日)
①鉄鋼業…770円、②一般機械器具製造業…758円、③電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業…752円、④各種商品小売業…726円。

茨城労働局労働基準部資金室
☎ 029-224-6216
<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

放送大学 入学生募集!

放送大学では、平成20年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。
放送大学はテレビやラジオの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史など、幅広い分野を学べます。キャリアアップのため、生涯学習や退職後の生きがい作りとして、幅広い世代、職業の方が学んでいます。
○15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。
○18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、無試験で全科履修生として入学でき、4年

以上在学して124単位以上を取得し、卒業すると、学士(教養)を取得できます。
○体系的にひとつの分野を学べるように大学が指定した科目群から一定数単位を取得した方に、認証状を差し上げます。さらに専門的に学びたい方には、大学院も併設しています。資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

募集期間 2月29日(金)まで
茨城大学茨城学習センター
水戸市文京2-1-1
(茨城大学水戸キャンパス内)
☎ 029-228-0683
<http://www.u-air.ac.jp>

「予科練平和記念館」建設資金の一部についての「ご支援ご協力をお願いします」

茨城県阿見町では、予科練を主体とした戦史の記録を保存・伝承し、広く平和実現に向けて、その一翼を担うための「予科練平和記念館」の建設を進めています。

この記念館は、かつて全国から集まった多くの若者たちが、自ら求めて厳しい訓練に耐え、国のためと信じて特攻隊員として散華したという事実など予科練に関する歴史事実を中心に整備するもので、平成21年度完成を目指しています。このたびの予科練関係の方がたやご遺族をはじめ、全国のご理解いただけ

る方がたから予科練に関する資料はもとより、建設資金の一部についてのご支援をお願いしているところであります。
国民的遺産といふべき予科練の歴史を後世に伝えるため、予科練平和記念館建設を皆さまのお力でぜひ実現したいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

阿見町長 川田 弘二
予科練平和記念館整備推進室
〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
☎ 029-888-1111
内線260-2691
<http://www.town.amiibaraki.jp/>

『NASVA交通事故被害者ホットライン』相談窓口が開設

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)は、全国の交通事故被害者及びその家族等の皆さんを対象とした総合的な電話相談窓口『NASVA交通事故被害者ホットライン』を開設しています。交通事故被害に遭われ、法律、金銭、介護などの悩みをどこに相談したらよいか、お困りの方はご相談ください。
☎ NASVA交通事故被害者ホットライン
☎ 0570-000738
ただし、土日、祝日、年末年始は除きます。
(午前9時～午後5時)

介護保険のしおり①

～介護保険の申請からサービスの利用まで～

1. 介護保険とは？

老後の最大の不安要因である「介護」を社会全体で支える仕組みとして平成12年に始まった制度です。

40歳以上の方からの介護保険料と国・県・市からの公費を財源に、市町村毎に運営しています。介護が必要になったときは下記の手順で、保険給付としてのサービスを1割の費用負担で受けることができます。

2. 介護保険サービスを利用するには？ ⇒ 申請が必要です

ご本人や家族の方が日常生活を送るうえで、継続して介護が必要になったときに申請をし、介護認定審査会において、支援や介護が必要な状態（「要支援」または「要介護」）として認定されることが必要です。

申請

《申請場所》

- ・介護福祉課(玉里総合支所内)
- ・福祉事務所美野里支所(四季健康館内)
- ・福祉事務所小川支所(小川総合支所内)

《申請時、必要なもの》

- 65歳以上の方(第1号被保険者)：介護保険被保険者証(桃色)
- 40歳～64歳の方(第2号被保険者)：医療保険の被保険者証

※40歳～64歳の方は交通事故起因を除き、脳血管疾患・関節リウマチ等、対象となる16種類の病気(特定疾病)により介護が必要な状態と認定された方が、介護(予防)サービスを利用することができます。

認定調査

小美玉市職員または、市が委託した認定調査員が直接ご本人にお会いし、定められた調査項目に沿って、心身の状況や生活状況をうかがいます。

主治医意見書

小美玉市からかかりつけの病院へ、主治医意見書を依頼します。 ※一部病院を除く。

介護認定審査会

医療・保健・福祉分野に携わる専門家により毎週火曜日開催されています。認定調査・主治医意見書の内容を基に、介護の必要な度合いを決定します。

結果通知

要介護度は自立(非該当)を除き、要支援1・2、要介護1から5までの7段階あります。 ※申請から原則として30日以内に認定結果が通知されます。

サービス利用

介護の度合いによって、利用できるサービスの種類や量もさまざまです。



【在宅サービス】訪問介護・通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・福祉用具貸与・住宅改修など

要支援1・2…地域包括支援センターへ連絡し、どのような点で支援が必要か話し合い、具体的な介護予防サービスの計画を立て、サービスの利用につなげます。

要介護1～5…居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)を選定・契約後、介護サービス計画作成を依頼します。ケアマネージャーは、介護サービス利用までの相談・サービス提供事業者との連絡調整を行っています。

【施設サービス】特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設

要介護1以上の方が利用できます。入所を希望する施設へ直接申込みます。

【地域密着型サービス】グループホーム(認知症対応型共同生活介護)・小規模多機能型居宅介護など

住み慣れた地域でのサービスとして小美玉市内の事業所を利用します。

グループホームは要支援2以上で認知症のある方が対象です。希望する事業所へ直接申込みます。

【問い合わせ】

介護福祉課 介護保険係(玉里総合支所内) ☎48-1111 内線3115～3117

介護福祉課地域包括支援センター(玉里総合支所内) ☎58-1282(直通)

平成19年分の住民税・所得税の申告がはじまります

例年実施しております住民税の申告と所得税の申告については下記のとおり開催します。

なお、開催期間の『午前の受付』は各会場とも来場者が集中するため大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなることが予想されますのであらかじめご了承ください。

1. 実施場所

※小美玉市内3カ所で開催

- ①小川会場…小美玉市役所小川総合支所裏側の建物1階
- ②美野里会場…小美玉市美野里公民館1階大会議室
- ③玉里会場…小美玉市役所玉里総合支所1階玄関ロビー



2. 実施期間

※各会場とも共通

- ①2月18日(月)～3月17日(月)の平日

※2月23日(土)および3月1日(土)は通常通り実施します。

- ②受付時間…午前8時30分～午後4時

※3月7日(金)と14日(金)に限って、午後の受付時間を午後7時まで延長します。

※申告会場内の警備の都合上、早朝から特に開場し受付を開始することはありません。

- ③相談時間…【午前の相談】午前11時までに受付した方が終了するまで

【午後の相談】午後1時から開始し、4時までに受付した方が終了するまで

※3月7日(金)と14日(金)は、午後の相談を午後7時までに受付した方の終了までとします。

※午前11時までに受付をされた方でも、当日の混雑状況により『午後の相談』となる場合があります。

3. 申告が必要な方(例)

- ①給与所得者の方で、年末調整が済んでいない方
- ②農業・営業・不動産の所得がある方
- ③土地や建物を売却した方
- ④医療費控除を受ける方
- ⑤一時所得や雑所得があった方
- ⑥一定のローンでマイホームを新・増築又は購入された方(住宅借入金等特別控除)



◆申告書の通知がなくても所得の内容やその年の状況で、住民税や所得税の申告が必要な場合があります。ご不明な場合は別途お問い合わせください。

4. 持参いただくもの

※ 下記はあくまで一例です。申告の内容により違いがあります

主なもの	印鑑・給与・年金源泉徴収票・支払証明書・国民年金保険料領収書・生命保険料及び損害保険料控除証明書・口座番号がわかるもの・医療費控除を受ける場合は病院や薬局等の領収書など
※ 事業所得者	上記『主なもの』のほか、事業の収入と支出がわかるものなど
※ 住宅借入金等特別控除	上記『主なもの』のほか、建物の登記簿謄本・住民票抄本・年末残高証明書・業者との契約書（ケースによりご用意いただく書類に違いがありますので不明な場合は事前にお問い合わせください。）

5. その他

- ① 事業所得者（農業・営業・不動産）の方については、あらかじめ収入と支出の内訳を費目ごとに集計し『収支内訳書』へ記載したうえで、申告されますようお願いいたします。
- ② この申告内容が平成20年度の市県民税や国保税等の算定基礎となりますので収入が無かった方も申告されますようお願いいたします。
- ③ 平成18年末までに入居し、現在所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は翌年度の住民税より控除される制度が新設されました。ただし、この制度の適用を受けるためには別途申告が必要となります。

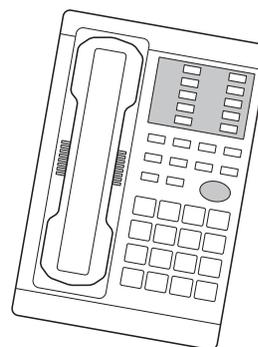
6. 申告に関する問い合わせ

① 住民税の申告、一般的な所得税の申告についての問い合わせ先は…

小美玉市役所総務部 税務課 市民税係
☎48-1111 内線1124・1123

② 所得税、消費税、贈与税の申告全般についてのお問い合わせ先は…

水戸市北見町1-17 水戸税務署
☎029-231-4211



7. 地区の指定日

◆ 申告会場の場所や休日の開催方法など、これまでとは一部違いがありますのでご注意ください。

会場名	小美玉市内	水戸税務署 署外会場 (茨城県職業人材育成センター)
受付の期間	2月18日(月)～3月17日(月)の平日 ※ ただし、2/23(土)および 3/1(土)は平常通り開催します	2月5日(火)～ 3月17日(月)の平日 ※ただし、2/24(日)・3/2(日)は開催
受付の時間	午前8時30分～午後4時 ※ただし、3/7(金)と3/14(金)に限って『午後の受付』を午後7時まで延長します	午前9時～午後4時
相談の時間	《午前の相談時間》 午前11時までに受付をした方が終了するまで 《午後の相談時間》 午後1時から相談を開始し、4時までに受付をした方が終了するまで ※ただし、3/7(金)と3/14(金)の『午後の相談』は午後7時までに受付をした方が終了するまで	時間内に受付をした方の終了まで
受付の内容	◆ 全ての住民税申告 ◆ 一般的な所得税申告 (白色の農・工・商 事業者や不動産所得がある申告、還付申告全般) ※ 青色申告・消費税申告・贈与税申告は、市の3会場では受付できませんので水戸税務署で申告願います	◆ 全ての所得税申告 ◆ 消費税申告 ◆ 贈与税申告

8. 地区の指定日について

◆ 申告会場の場所や休日の開催方法など、これまでとは一部違いがありますのでご注意ください。

会場名	小川会場		美野里会場		玉里会場		水戸税務署 署外会場	
場所	小川総合支所 裏側の建物 1階		美野里公民館 1階 大会議室		玉里総合支所 1階 玄関ロビー		茨城県職業人材育成センター	
2月18日	月	立延・中根・下田・宮田 稲荷坪・野田本田・新林	堅倉・仲丸・大曲・西明地		下玉里・川中子		地区指定なし	
2月19日	火	野田古新田・隠谷・鷺沼 伏沼・世楽	西郷地・清風台・橋場美		下玉里・川中子		地区指定なし	
2月20日	水	佐才・上吉影	上小岩戸・部室・納場・寺崎		高崎		地区指定なし	
2月21日	木	飯前・前原・上合・前野	羽刈・北浦・五万堀		高崎		地区指定なし	
2月22日	金	下吉影宿・荒地・本田・貝谷・南原 古新田・百里自営・開拓・清水頭	江戸・江戸住宅・大笹		栗又四ヶ・東田中		地区指定なし	
2月23日	土	通常通り受付(地区指定なし)	通常通り受付(地区指定なし)		通常通り受付(地区指定なし)		閉 場	
2月24日	日	閉 場	閉 場		閉 場		通常通り受付(地区指定なし)	
2月25日	月	与沢・倉数川前 倉数川向・与沢百里	柴高・長砂・三箇・高田・手堤		栗又四ヶ・東田中		地区指定なし	
2月26日	火	外之内・川戸・山川	金谷久保・脇山・高場		栗又四ヶ・東田中		地区指定なし	
2月27日	水	本田町・中田宿・大町・川岸 橋向・横町・坂下	駅前・旭・市営住宅・花館		栗又四ヶ・東田中・田木谷		地区指定なし	
2月28日	木	坂上・二本松・下馬場・小端	十二所・大谷・中峰		田木谷		地区指定なし	
2月29日	金	羽木上・幡谷・山野・田中台 小川ニュータウン	東平・羽刈前・羽鳥		上玉里		地区指定なし	
3月 1日	土	通常通り受付(地区指定なし)	通常通り受付(地区指定なし)		通常通り受付(地区指定なし)		閉 場	
3月 2日	日	閉 場	閉 場		閉 場		通常通り受付(地区指定なし)	
3月 3日	月	地区指定なし	小岩戸・先後・張星		上玉里		地区指定なし	
3月 4日	火	地区指定なし	竹原・小曾納・中台		上玉里		地区指定なし	
3月 5日	水	地区指定なし	上鶴田・下鶴田 竹原下郷・中野谷		地区指定なし		地区指定なし	
3月 6日	木	地区指定なし	上馬場・竹原中郷 希望ヶ丘・花野井		地区指定なし		地区指定なし	
3月 7日	金	地区指定なし ※受付時間を午後7時まで延長	地区指定なし ※受付時間を午後7時まで延長		地区指定なし ※受付時間を午後7時まで延長		地区指定なし	
3月 8日	土	閉 場	閉 場		閉 場		閉 場	
3月 9日	日	閉 場	閉 場		閉 場		閉 場	
3月10日	月	地区指定なし	地区指定なし		地区指定なし		地区指定なし	
3月11日	火	地区指定なし	地区指定なし		地区指定なし		地区指定なし	
3月12日	水	地区指定なし	地区指定なし		地区指定なし		地区指定なし	
3月13日	木	地区指定なし	地区指定なし		地区指定なし		地区指定なし	
3月14日	金	地区指定なし ※受付時間を午後7時まで延長	地区指定なし ※受付時間を午後7時まで延長		地区指定なし ※受付時間を午後7時まで延長		地区指定なし	
3月15日	土	閉 場	閉 場		閉 場		閉 場	
3月16日	日	閉 場	閉 場		閉 場		閉 場	
3月17日	月	地区指定なし	地区指定なし		地区指定なし		地区指定なし	

水戸税務署からのお知らせ

申告は自宅やオフィスからインターネットを利用して申告できるe-Taxで!

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)を使用すれば、申告会場や金融機関に直接行かなくても、申告・納税ができます。(そのための手続きが必要になります。)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、簡単に申告データを作成することができます。利用開始のための手続きやe-Taxソフトに関する質問については、e-Taxホームページまたはヘルプデスクへ。

国税庁ホームページのアドレス <http://www.e-Tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク電話番号 ☎0570-015901 ^{eこくぜい} 利用時間：平日 午前9時～午後5時

ヘルプデスクのご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。

申告書の作成は便利なホームページで!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書や消費税等の確定申告書が作成できます。このコーナーで作成した申告書などはプリントアウトし、添付書類と併せてそのまま提出できます。ぜひご利用ください。

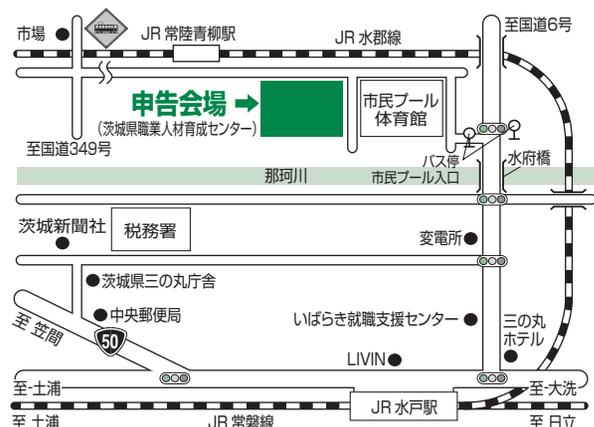
国税庁ホームページのアドレス <http://www.nta.go.jp>

毎年、期限間近になりますと窓口は大変混雑しますので、申告書はご自分で記載し、お早めに郵送等により水戸税務署(〒310-8666 水戸市北見町1-17)までご提出ください。

申告会場のご案内

水戸税務署の申告会場は茨城県職業人材育成センターです!

申告会場案内図



開設期間 2月5日(火)から3月17日(月)まで

※平日(月～金)以外でも2月24日(日)、3月2日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

受付時間 午前9時～午後4時

問い合わせ 水戸税務署 ☎029-231-4211

【交通機関のご案内】

- JR常磐線 「水戸駅北口」から徒歩20分
- JR水郡線 「常陸青柳駅」から徒歩5分
- バス 「水戸駅北口②番バス停のり場」から「市民プール入口」下車 徒歩6分



「知っていますか？ 高齢者の虐待」

虐待は、たたいたり、食事を与えなかったりという目に見えるものだけではありません。「高齢者虐待」とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

●こんなことが虐待になります

- 身体的虐待…高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。たたく・つねる・殴る・蹴るなど。
- 心理的虐待…高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応をすること。怒鳴る・無視する・悪口を言う・子ども扱いするなど。
- 性的虐待…高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。
- 経済的虐待…高齢者の不動産・預貯金・年金などを本人の意思に反して使用すること。本人のお金を必要なだけ渡さないなど。
- 介護世話の放棄・放任…高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を著しく怠ること。空腹・脱水・劣悪な住環境の中に放置するなど。

●このようなことは思いあたりませんか

普段の生活の中で、気づかないうちに次のようなことをしていませんか？
チェックしてみましょう。

- 言うことをきかないときは、手を出したり無視することがある。
- しつけをするために、たたいたりすることがある。
- 徘徊しないように、部屋に閉じ込めることがある。
- 預貯金や年金を、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、裸のままにしておくことがある。
- お金がかかるので医療や介護のサービスを受けさせないようにしている。
- 人に会わせないようにしたり、外出させないようにしている。

●高齢者虐待かもしれない…と思ったら

虐待をしている家族には、虐待をしているという自覚がない場合が多く、また、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。

しかし、当事者の自覚の有無にかかわらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、「虐待」とみなされてしまいます。

◎早期発見のために

高齢者虐待防止・養護者支援法では、必ずしも虐待行為を裏付ける具体的な証拠がなくても「虐待である」と考えることに合理性がある場合は、通報することが義務づけられました。虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに市役所に通報しましょう。

◎通報のあとは？

家庭での虐待 市が立ち入り調査を行い高齢者を保護したり、または相談支援や介護サービスを提供することにより家族等を支援します。

施設での虐待 市や県が法的な権限により、施設が適切な業務を運営できるようにし、高齢者の虐待防止を図ります。

「高齢者虐待」を防止するためには、まず自分の身近な出来事に「疑問」を持ち、「気づく」ことが必要です。みんなで考え、地域で支え合うことが高齢者を尊重し、虐待を防止することにつながります。

小美玉市では引き続き高齢者虐待防止と対応策について検討を進めてまいります。

通報等連絡先

小美玉市介護福祉課

☎ 48-1111

内線3113・3114

小美玉市地域包括支援センター

☎ 58-1282

四季の歌

～季節を詠む 時流を詠む～

小川短歌会

カラ松の葉はサラサラと降りそそぎ木の間に雪のアルプス光る
霜月の雨にも凜と耐え朝顔は色鮮やかに三ツ四ツ五輪
電話口に明るき声の嫁女出て友の穏しきくらし想えり
年の瀬のならいとて柿を送りやる秋田の友の笑顔うかべつつ
短歌詠むとふ打ち込めるものありてわれ八十六歳未だまだ若い

みのり短歌クラブ

芸のため命のために歩くという老優のことば書き写しおく
明確に参院選で拒否されし戦後レジームからの脱却
里山の景色見てゆく愛宕道ふるさとに似し谷津田のありて
湿りたる風に木犀匂いくる夜のしずけさに虫の声聞く
夏過ぎし分譲地の中吹き抜ける風はようやく涼しくなりぬ

みのり短歌教室

塩原に求めし天然舞茸の炊いた御飯の家中匂う
降り積もる樺の落ち葉舞い上げてすさぶ木枯したまゆらに止む
もつれあい木陰ゆいでし秋蝶の黄はいつしかに色草に消ゆ
次々と賞味期限の偽装でて特売デーに不信はつものる
幼きに嫁ぎし皇女の単衣とう蝶の四つ身に肩あげ残る

玉里短歌会

この年も冬に至るか老ゆるとも身の養生とかぼちや汁吸う
湖岸の枯草の茂みに透る夕光清らかにして冬ぞ来にけり
四季館にエコクラフトの展示あり師の作品に面影を追う
老人会の旅より帰れば山茶花の花咲きており我を待つがに
自然薯の招き蔓の葉もみぢして朝のひかりにかがやきて見ゆ

寄稿

山茶花の凍てつく空を背に受けて散る花びらのはかなく消ゆる

〔平成19年水戸の秋まつり入選作品〕

地位

萩群の露に濡れつつ峡降り卒寿の我が稲刈り始む

佳作三位

野辺送りすませし朝空遠く今日は祭か花火のあがる

沼田 みどり	根本 智恵子	幡谷 啓子	宮本 長治	山口 清	吉野 年雄	大平 勇次	藤井 とり子	白根 清香	菊地 道子	塚本 きぬ子	野村 美智子	松島 知子	福田 智子	鶴町 俊子	藤田 久	小松 久	平野 久	山口 清	福田 さなえ	浅野 誠	皆藤 和子
--------	--------	-------	-------	------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	------	------	------	------	--------	------	-------

小川俳句会

枯野行く連れなき路のうら淋し
粕汁に心もなごむ友の顔
鶴ヶ城いくさ無き世の冬もみじ
茅屋根に冬日を寄せて延平寺
枯露柿はすだれになりて輝やきて

みづうみ俳句会

またたきを返す冬星夫なるや
冬うらら恥しらいがちに初潮の子
倒れ木にきこの園児の如く生ふ
日溜りへ薄き影曳き冬の蝶
冬枯の音ひしひしと一ト日暮る

みのり俳句会

逆登る紅葉ますます濃くなりし
病妻の寢息安らか十三夜
真綿にもさざ波にもなり秋の雲
晩秋の早々点る厨かな
コスモスの色もつれ合ふ風の生れ

櫻の会

送別のサラダに散らす冬林檎
走り根の落葉抱えて眠りをり
小春日の緑にまどろむ古帽子
寒空に年貢納めし先祖たち
しぐるるや裁縫箱にははの声

くるみ俳句会

木立みな長き影曳き冬の朝
茶の花の心を癒し香り来る
百才の翁にやさし庭小春
古墳塚隣にありて大根引く
霧霽れて日の差し及ぶ麓村

玉里俳句おたまじやくしの会

山茶花に見とれて路地の行き止まり
蓮掘りの阿吽の呼吸舟を引く
小走りに宅配人の師走かな
飴色のほどよき味の鱈大根
小さき指障子を破き得意顔

国友 信子	清水 静子	田山 一男	河原井 美代	内田 とみ	秋元 みち子	笹目 徹	長島 久美子	中島 恵子	中村 愛子	坂原 光子	篠原 新草	島田 清心	白根 清香	関本 国子	岡島 禮子	池田 よし	井坂 あさ	岡島 進	木村 小夜子	荒井 栗山	大塚 幸子	茅場 久子	島田 美音	嶋田 美音	漆原 妙子	浅野 誠	矢野 友誠	清水 昭子	斉藤 富子
-------	-------	-------	--------	-------	--------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------

12月の茨城空港見学会



東関東自動車道水戸線涸沼川橋

今月の見学会は、一般公募による27名の参加により、雨上がりの温かい陽気のなか開催されました。

今回は、新滑走路等の建設現場を見学するとともに茨城空港へのアクセス道路として整備が進む東関東自動車道水戸線の涸沼川橋などを見学しました。

最初に訪れた、国土交通省の現場詰所では、担当官による茨城空港建設計画の概要や新滑走路の舗装構成の説明などを受けたあと、実際に工事の進捗状況を見学しましたが、参加者の多くは新滑走路の規模の大きさや工事の進捗の早さに関心している様子でした。

また、東関東自動車道水戸線の涸沼川橋の建設現場



国土交通省(茨城空港)現場

では、参加者は橋梁を支えるコンクリートの橋脚の建設状況を見学しながら、ネクスコ工事の担当者による高速道路の整備計画などを熱心に聞いていました。

おみたまふるさと塾が開講しました!



平成19年度おみたまふるさと塾開講式

今の時代は、いかに住民がまちづくりに関わるかが問われています。こうした中、市では魅力的で幅のあるまちづくり実践家の養成を目的に、おみたまふるさと塾をスタートしました。

11月22日、市役所において行われた開講式では、市総合計画(案)の概要についての講話が行われ、塾生と講師の間で活発な意見が交わされました。

《お詫びと訂正》

「広報おみたま」12月号の20ページに掲載しましたねんりんピック茨城2007民謡交流大会出場者の記事に誤り(漏れ)がありました。訂正してお詫び申し上げます。



(出場者)

●ソフトバレーボール出場
藤井廣子さん

●水泳(個人)出場
山西純子さん

▲民謡 吉田すゑ子さん(写真) (女子65歳~69歳 50mバタフライ1位)

消費者問題を知って

賢い消費者になろう!

これまでさまざまな契約トラブルの事例をあげてきましたが、ここで「契約についておさらばをしたい」と思います。さて、あなたは何問正解できるかためてみましょう!

クイズ① 契約は契約書に署名した時点で成立するので、口約束による契約は無効である。

クイズ② 未成年者が親に無断でバイクを買った。父親はこの契約を取り消すことができる。

クイズ③ デパートに行つて洋服を買ったが、気に入らない場合、8日間は返却できる。

クイズ④ インターネットショッピングで注文したルームランナーが届いた。使ってみて気に入らなければクーリング・オフできる。

クイズ⑤ 友人に頼まれて、商品購入のクレジット契約に名前を貸した。支払い請求が自分に来たが、実際の契約者は友人なので、自分には支払い義務がない。

●契約とは約束の意味

「契約」とは、人と人との約束を意味します。人が社会生活を営むには、この約束を守ることが一番大切です。契約は、民法という法律で守られていて、それに違反した場合は罰せられたり損害を賠償したりしなければなりません。このことをよく覚えておきましょう。

●契約の内容をよく確認しましょう

当事者どうしの合意があれば契約は成立します。口約束であっても、合意していれば契約そのものは成り立ちます。だから、多くの場合は契約書を作り、契約の成立と内容をはっきりさせ、後でトラブルになるのを防いでいます。契約する場合は、契約書をよく読んで、納得してからサインをし、印鑑を押すようにしましょう。

●未成年が契約した場合

20歳未満の未成年者が契約する場合は、法定代理人(通常は両親)の同意が必要です。通常、同意を得ていない契約は取り消すことができます。契約の取り消しは本人でも法定代理人でもよいことになっています。でも、成人ですとウソをついて契約した場合は取り消すことができません。

【答え】①×②○③×④×⑤×

わが家の アイドル



ふじい とおい
藤井 悠伊ちゃん

(平成 17 年 10 月 28 日生)

◆わんぱくでもいい、たくましく
育ってほしい。



かたおか たいき
片岡 大輝ちゃん

(平成 18 年 7 月 3 日生)

◆健やかに、元気に育ってほしい
です。

作品介绍



橘幼稚園児作品

がんばっています

第3回しんあわSONCUP

茨城県予選会でみごと優勝!

全国大会出場決定! 常陸小川クラブ

常陸小川クラブは、10月14日に行われた「第3回LAWSONCUP全国ママさんバレーボール大会茨城県予選会」県南ブロック予選会を圧倒的な強さで勝ち抜き、同月28日、ひたちなか市運動公園で行われた茨城県決勝大会に出場し、各地区予選会を勝ち抜いた強豪チームと戦い、みごと優勝に輝きました。



「栄養バランスとれてる?」
(納場小6年) 松代仁美さん

● 茨城県職業能力開発協会会長賞

● 茨城県技能士会連合会長賞



「聞いて楽しいエプロンシアター」(橘小6年)
長島歩美さん、松島花穂さん、山田沙也香さん

もものつくりの楽しさを感じて
いばらき創造ものつくり教育フエッ入賞作品

1年生の部



田村優香さん(小川南中)

平成19年度年金ポスターコンクール入選作品



しめ縄づくり(12月20日、農村女性の家にて)



四季健康館は、約10万平方メートルの広大な「四季の里」敷地内にある保健と福祉の拠点となる施設で、健康増進課、福祉事務所美野里支所、社会福祉協議会美野里支所が置かれています。市民の皆さまの健康診断や健康教室をはじめ、福祉・介護等の相談事業等を行っています。

そのほか施設内には、大浴場、露天風呂、サウナ等の健康風呂やカラオケ、お風呂上りに休憩することができる「大広間」等があります。売店では、地元で製造されているヨーグルト等が販売されています。お一人で来ても家族や仲間と訪れても楽しめるかと思えます。

また、敷地内には、四季文化館(みの〜れ)、四季の草花、芝生広場やターゲットボードゴルフ場も整備されており、市民の憩いの場として多くの皆さまに利用されています。ぜひご利用ください。



風呂

- 開館時間 午前8時30分～午後8時
- 利用時間 一般業務 午前8時30分～午後5時30分
風呂・大広間 午前10時～午後8時

- 休館日 ○毎週月曜日(ただし、月曜日が祝祭日の場合は、その翌日が休館日となります。) 年末年始
※一般業務は、土日、祭日、年末年始が休みとなります。ただし、休館日でも業務を行います。

- 申込み・問い合わせ 小美玉市四季健康館 小美玉市部室1106番地 ☎ 48 - 0221

●利用料

区分	市内	市外
一般	300円	1,000円
65歳以上	無料	1,000円
小学生以下	無料	1,000円 (3歳以下は無料)
心身障がい者(児)等	無料	1,000円
カラオケ(1曲)	200円	200円

※大広間のみの利用についても使用料は同じです。
※風呂にはボディシャンプーは用意しておりますが、タオル、ヘアシャンプー等の用意はございませんので、持参されるか売店でお求めください。



ふれあいホール



高齢者モデル居室



ヘルシー・カルチャールーム



機能訓練室

平面図

